

報酬等の支給の基準

社会福祉法人 恵泉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人恵泉会（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員等の報酬等に関する事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この規程に定める役員等とは、法人の役員である理事・監事、評議員、評議員選任・解任委員会委員及び各種委員をいう。

2 前項の各種委員とは、次の委員会等の委員をいう。

(1) 第三者委員会

(2) 地域密着型運営推進会議

(役員等報酬)

第3条 役員等報酬は、法人の業務に携わった日において、別表により支給する。

2 理事長には月額7万円の役職手当を支給する。ただし、月5日以上業務出席を要する。

3 前項の規定にかかわらず、理事長が施設長の職務を兼務し満70歳以上の場合、役職手当を支給しないことができる。

4 職員が理事（業務執行理事）の職務を兼務する場合、職員給与に加えて月額7万円を支給する。

5 職員が理事の職務を兼務する場合、職員給与に加えて月額1万円を支給する。

(報酬の支給方法)

第4条 報酬は、当月発生分を翌月28日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に当該役員等の指定する銀行の預金口座へ振込みにより支給する。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき所得税等を控除して支給する。

(交通費)

第5条 役員等の自宅から法人までの実費を支給する。自家用車で来る場合は旅費規程により支払う。

2 役員及び評議員が職務のため出張したときは、旅費規程により支払う。

(公表)

第6条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会及び評議員会の決議を経て定める。

附則施行期日

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

但し評議員に関しては設置された時から適用する。

平成28年5月28日改正

平成28年10月29日改正

平成29年1月14日改正

令和2年6月27日改正

令和2年7月1日施行

令和5年6月20日改正

令和5年7月1日施行

令和7年6月17日改正

令和7年7月1日施行

別 表

職 名	報酬 1日	備 考
理事長	30, 000 円	
理 事	30, 000 円	業務執行理事と職員は除く。
理 事 (業務執行理事)	月額 70, 000 円	職員給与を支給している理事に、 職員給与に加えて支給
理 事 (職員)	月額 10, 000 円	職員給与を支給している理事に、 職員給与に加えて支給
監 事	30, 000 円	
評議員	30, 000 円	
評議員選任・解任 委員会委員	20, 000 円	外部委員に対して、当該委員会に出席した場合
各種委員	3, 000 円	各種委員に対して、当該委員会等に出席した場合 各種委員とは ① 第三者委員会委員 ② 地域密着型運営推進会議委員

報酬等の支給の基準

社会福祉法人 恵泉会 役員退職慰労金規程

本規程は、社会福祉法人恵泉会の役員の退職慰労金について規定する。

第1条 役員が退任した時は、この規定により退職慰労金を支給する。

第2条 勤続年数は理事長、理事、監事として各々在職した期間を計算する。ただし、就業規則第30条が適用される職員で、上記の役職と兼務している場合、その兼務している期間は在職年数から除く。

第3条 退職慰労金は第4条の基準額に、前条の各々の在職年数を次の算式により計算した合計額とする。

基準額×在職年数

但し、1年未満は月割りとする。

第4条 前条の基準額は役職により次の通りとする。

理事長	10万円
理 事	3万円
監 事	3万円

第5条 法人に顕著な功績のあった役員には、理事会の決議を得て、退職慰労金に加え特別功労金を支給する。

第6条 退職慰労金は原則として、退任後1か月以内に支給する。

付 則

この規程は、平成28年10月29日から施行する。